

Ⅱ 「通級による指導」の運営

1 「通級による指導」とは

通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、主として各教科等の指導は在籍の学級で行いつつ、心身の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行うという特別支援教育の一形態である。

平成5年から実施され、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服し自立を図るための指導、いわゆる自立活動を中心とした特別な指導であり、さらに、平成18年4月1日から「指導時間枠の弾力化」とともに、LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)の児童生徒が、新たに対象となった。

平成29年3月31日に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領総則において、「障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」と明記された。

2 「通級による指導」の対象及び留意事項

以下、法令及び通知をもとに記載。

(1) 17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月)

【改正の趣旨】

(旧)学校教育法施行規則第73条の21(現)同規則第140条)に基づくいわゆる「通級による指導」について、児童生徒の障害の状態に応じた指導の充実を図るため、指導時間数の弾力化を図るとともに、平成18年度より新たに対象となるLD・ADHDの児童生徒に対する指導時間数を定めた。

【改正の概要】

平成5年文部省告示第7号は、「通級による指導」の指導内容及び指導時間の標準について、「自立活動」に係る指導を年間35～105単位時間(週1～3単位時間程度)、さらに「教科指導の補充」に係る指導を実施する場合には「自立活動」に係る指導時間と併せて年間280単位時間(週8単位時間程度)まで行うことを定めていた。今回、本告示につき、以下の2点について改正が行われた。

① 「自立活動」及び「教科指導の補充」に係る指導時間枠の弾力化

児童生徒の障害に応じたより適切な教育を実施する観点から、「自立活動」及び「教科指導」を合わせた指導時間数の標準のみを規定する。(下図参照)

② LD及びADHDの児童生徒に対する指導時間数の標準の設定

LD及びADHDの児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果を期待できる場合があることから、指導時間数の標準を年間10単位時間(月1単位時間程度)の指導を下限とし、上限は既に通級による指導の対象となっている障害種と同様に年間280単位時間(週8単位時間程度)とする。

(2) 17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」(平成18年3月)

【改正の概要】

通級の対象に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等

通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聞いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(3) 25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月)

障害の種類及び程度

ア 言語障害者

・口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主と

して他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

・自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

・聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者 (LD)

・全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者 (ADHD)

・年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

・肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 28文科初第1038号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」(平成28年12月)

【改正の概要】

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号 以下「規則」という。)の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条(第108条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。(規則第140条関係)

(2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。(いわゆる「他校通級」)(規則第141条関係)

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号以下「告示」という。)の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)第1章第3款の1に規定する必修修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた

全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

3 巡回による指導

「通級による指導」は、その指導を必要とする児童生徒が、自校においてあるいは「通級指導教室」が開設されている他校に通うことによって、障害に応じた特別の指導を受けることが一般的だが、場合によっては通級指導担当教員が、本務となる学校以外において「通級による指導」を行うこともできる。「通級による指導」の制度化に係る通達（平成5年1月28日文初特278号）においても、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされており、このような教育形態も「通級による指導」の一形態として考えられている。

ただしその場合には、任命権者において、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行うなど、「通級による指導」を行う学校における身分取扱いを明確にする必要がある。

4 「通級による指導」に対する教員配置

これまでの本県における通級担当教員に対する教員措置については、児童生徒数10人に対して1人の教員とされている。ただし、この「10人」という数は、対象となる児童生徒の週当たりの指導時数の平均が2.4時間程度（昭和63年文部省特殊教育課調査）という実態等から算出された数である。仮に、より多くの指導時数を要する児童生徒がいれば、1人の教員が10人の児童生徒を指導することは困難になるし、逆に指導時数が少なければ、10人を超える児童生徒を担当することも可能になる。したがって、一応10人という目安はあるが、個々の児童生徒の指導に要する時間数や各学校の実情等に応じて考える必要がある。

国においては、発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のため、義務教育標準法の改正により、「通級による指導」等に必要となる教員について、これまでの加配措置から「対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置」へ転換し、指導体制を安定的・計画的に確保することとなった。平成29～令和8年度までの10ヶ年計画により、「通級による指導」対象児童生徒13人に対して1人の教員とし、平成28年度現在の加配定数全体の3割を基礎定数に入れていく。

5 「通級による指導」の運営上の諸表簿等

(1) 週時程表の作成

対象となる児童生徒の指導時数を位置付ける。なお、他校通級の児童生徒の場合は、通級に要する時間を考慮して編成する必要がある。

(2) 指導内容の決定

指導内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とする。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。いずれにしても、個々の児童生徒の障害の種類や程度、特性等を的確に把握した上で、個別の指導計画を作成し、その活用による個に応じた指導が求められる。

(3) 指導記録の作成

「通級による指導の記録簿」を作成するなどして該当児童生徒の氏名、在学する学校名、週当たりの指導時数及び指導時期並びに指導内容を記載する。これは、通級指導教室と通常の学級のそれぞれの担当者、通級指導校と在籍校との連携を図る上での資料とする。

(4) 指導要録等の取扱について

出席簿、指導要録は通常の学級で編冊する。指導要録の記載に関しては、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「通級による指導」を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間を必ず記載する。また、指導の内容、成果に関しては、必要に応じて、同欄に記載すること。

通級による指導に関して記載すべき事項が該当指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図る。なお、他の学校におい

て通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づいて記載する。

6 連携

(1) 通級指導教室担当者と通常の学級の担任、特別支援教育コーディネーターとの連携

校長及び特別支援教育コーディネーターを中心とした連携推進の校内体制を整え、学級担任をはじめ全ての教職員が継続的に対象となる児童生徒の指導の状況等について十分な共通理解を図る必要がある。その場合、ティーム・ティーチングを活用したり、連絡ノート等を用いたりするなど様々な工夫が考えられる。

他校通級の場合の連携を効果的に行うためには、双方の校長を中心とした協力体制を整える必要がある。例えば、児童生徒の指導に関する諸問題について、協議や情報交換を定期的に行えるよう、双方の学校の年間計画に連絡会等を位置付けておくことが必要である。

(2) 特別支援学級担任との連携

「通級による指導」の一つとして、特別支援学級を利用することも考えられる。なお、特別支援学級における「通級による指導」は、交流及び共同学習等で特別支援学級での授業が行われていない時間や放課後に行うことが多いと考えられる。つまり、特別支援学級に在籍する児童生徒への指導が行われていない時間を活用することになるので、特別支援学級担任の負担過重にならないよう留意することが大切である。

(3) 県立特別支援学校における「通級による指導」

本県では、平成13年度より千葉聾学校による聴覚障害の「通級による指導」を開始した。視覚障害は平成22年度から千葉盲学校で、平成25年度から肢体不自由が船橋特別支援学校で、病弱は仁戸名特別支援学校と四街道特別支援学校で開始した。令和元年度には、県立特別支援学校14校、複数障害に対応している学校を含め延べ19校（視覚障害3校、聴覚障害4校、肢体不自由9校、病弱3校）展開している。対象児童生徒等の障害の状況や通級のしやすさにより、サテライト教室・巡回指導・本校通級といった様々な形態で「通級による指導」を展開している。

(4) 学校と家庭との連携

「通級による指導」の充実のためには、家庭との連携も重要である。授業参観や「教室だより」などを通して通級指導教室の様子について知らせることはもちろん、児童生徒の状況等について保護者と話し合うことも必要である。

(5) 学校と市町村教育委員会との連携

児童生徒の適切な学びの場についての検討や、教室の施設・設備の一層の充実のためにも、学校と市町村教育委員会の連携は不可欠であり、全ての学校関係者や保護者等がその趣旨や内容等を十分理解するための積極的な啓発活動が望まれる。

<引用・参考文献>

- 1) 小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）（文部科学省）平成16年1月
- 2) 小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（文部科学省）平成29年3月31日告示
- 3) 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）平成29年10月
- 4) 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き
（文部科学省編・著）海文堂出版株式会社 平成30年8月20日発行
- 5) 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
（文部科学省）平成31年3月通知